



高齢者・障害者 見守り通信

2019・1号

奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8-1 シルキア奈良 2階
TEL0742-32-0621 FAX0742-32-2686



“封書”で携帯番号が記載された
架空請求がきた!

無視しましょう!



図2 封書で送られてくる文例

【事例】『重要』と書かれた封書で、『訴訟最終告知のお知らせ』という書面が届いた。書面には氏名と携帯電話番号の記載があり、契約不履行により、身辺調査の開始および訴状の提出がされたとのことだ。連絡するよう書いてあり、取り下げ最終期日の記載もある。差出人に心当たりはない。架空請求として無視してよいだろうか。

図1 送付されている封書見本



(出典:国民生活センター)

アドバイス



架空請求の手口は「封書」も「はがき」も同じ!!

正式な裁判手続きの訴状は

- ・「特別送達」と記載
- ・裁判所から届く
- ・郵便職員から直接の手渡し

「郵便受け」
に届くのは
おかしい



- ・はがきや封書で送付
- ・消費者の携帯電話番号を記載
- ・携帯電話利用に関わるなどの民事訴訟を装う
- ・機関の名称は、裁判所や法務省の名称を不正に使用したり消費生活センターや国民生活センターなど公的機関を装ったりするなど様々

連絡すると……



- ・個人情報を知られてしまいます
- ・調査費用、延滞料、公正証書代金などの名目で、金銭を請求されます

絶対に連絡しない!

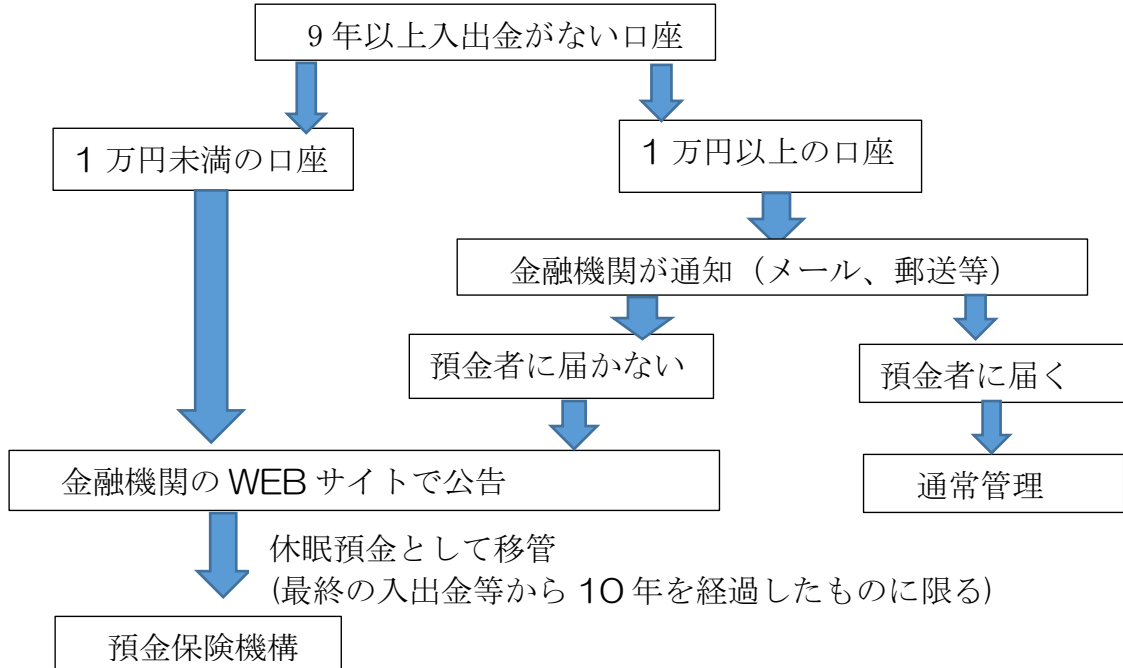
少しでも不安を感じたら、消費生活センター等（消費者ホットライン 188（いやや））にご相談ください。

◇休眠預金について

長い間利用されていない預金を有効活用するため、2018年1月「休眠預金等活用法(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)」が施行され、民間公益活動に活用できるようになりました。

休眠預金とは 2009年1月1日以降入出金等の取引が、10年以上ない預金
従って、発生は2019年1月1日以降になります
対象の種類 普通預金、定期預金、貯金、定期積金など
(預金保険制度の対象でない預金等は対象になりません)

長い間取引のない預金等が休眠預金となり預金保険機構に移管される流れ



※休眠預金になっても引き出せますが、本人確認等の手続きが必要になります。

休眠預金にならないための注意点

- ・手持ちの口座で長期に使用していない不要な口座があれば整理しましょう。
- ・届け出住所やメールアドレスに変更があれば、変更手続きをしましょう。

◇国民生活センター「消費者問題に関する2018年の10大項目」公表 [2018年12月20日公表]

1. 増え続ける 「架空請求」に関する相談 ハガキだけではなく、封書で届くことも
2. 深刻化する 原野商法の二次被害トラブル
3. 仮想通貨などのトラブル目立つ 不正流出事件 事業者への行政処分も
4. 広がる 個人間取引 フリマサービスなど
5. 改正医療法施行 医療機関のウェブサイト等も広告規制の対象に
6. 「オーナー商法」や「シェアハウス投資」でのトラブルが相次ぐ
7. 成人式当日に連絡とれず「はれのひ」 多くの若者が被害に
8. 民法改正 「18歳成人」2022年から
9. 今年も発生 こどもの誤飲事故
10. 大規模自然災害が頻発した1年 豪雨災害での「消費者トラブル110番」開設など